

議会の委任に基づく専決処分について

第1 和解について

【報告案件1】

1 和解(示談)の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和5年(2023年)7月19日

(2) 事故発生場所

東京都中野区沼袋三丁目32番先交差点

(3) 事故発生状況

区の職員が、なかのみどりの貢献賞の審査に係る視察業務のため、庁有車で区道を北方面に向かって走行し、上記(2)の事故発生場所の交差点内に左折で進入したところ、相手方車両が南方面に向かって右折で当該交差点内に進入してきたため、当該職員が危険を防止するために当該庁有車を一時停止させていたが、そのまま走行を続けた相手方車両の右側後部が当該庁有車の右側後部に衝突した。この事故により、当該庁有車の右側リアフェンダー等が破損した。

3 和解(示談)の要旨

相手方は、本件事故により、区が被った損害(2(3)の庁有車の修理費の合計)328,609円について、区に対し賠償する義務があることを認め、区の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和5年(2023年)12月14日

第2 和解及び損害賠償額の決定について

【報告案件2】

1 和解(示談)の相手方

練馬区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和5年(2023年)12月28日

(2) 事故発生場所

東京都練馬区三原台二丁目8番先路上

(3) 事故発生状況

区の職員が、ごみの運搬作業のため、清掃車で目白通りを西方面に向かって走行し、上記(2)の事故発生場所で転回して反対車線に進入しようとする際、当該清掃車を発進させたところ、当該清掃車の前方で一時停止をしていた相手方車両（原動機付自転車）の後部に当該清掃車の右側前部が衝突し、相手方車両が転倒した。この事故により、相手方車両のマフラー等が破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害132,220円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和6年（2024年）2月19日

5 区の賠償責任

本件事故は、清掃車を運転していた区の職員が当該清掃車を発進させる際の前方の安全確認を怠ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した相手方車両のマフラー等の修理費の合計132,220円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について嚴重に注意を行い、安全運転講習会を受講させることとするとともに、所属長から清掃車を運転する所属の職員全員に対し注意喚起を行い、安全運転講習会の受講を促すことにより、安全運転の徹底を図った。